

石岡市耐震改修促進計画（改正）〈概要版〉

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号、以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」を勘案して、「石岡市耐震改修促進計画（改正案）」を策定しました。

計画の概要

（目的）

本計画は、市内の建築物の耐震診断・耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り今後予想される地震災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

（計画期間）

令和4年度～令和7年度（4年間）

（対象建築物）

建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）改正以前に建築された次の建築物。

種類		内容
民間建築物	住宅	戸建住宅
	特定既存耐震不適格建築物	一定規模以上の病院、社会福祉施設、ホテル・旅館、店舗・百貨店 賃貸共同住宅、事務所や工場など
		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物 対象道路（第1次・第2次・第3次緊急輸送道路）に敷地が接する建築物
公共建築物	市有建築物 （市有の特定既存耐震不適格建築物に規模要件に該当しない小・中学校、幼稚園、保育所、公民館等を加えた建築物）	

耐震化の現状・目標

本計画における対象建築物の耐震化率	前回推計の現状（平成25年推計）	今回推計の現状（平成30年推計）	前回改定時の目標（平成32年度時点）	今回改定による目標
住宅	75.1%	83.6%	95%	令和12年度までに概ね解消 ※中間目標 95%（令和7年度）
民間特定建築物	61.5%	69.2%	85%	令和12年度までに概ね解消
市有建築物	96.8%	97.6%	95%	令和7年度までに100%

※耐震化率を求めるため、特定既存耐震不適格建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物」と呼ぶことにします。

耐震化を促進するための施策

支援策	耐震診断	●石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震改修	●石岡市木造住宅耐震改修補助金
	その他	●石岡市木の住まい助成事業	●石岡市住まいづくり推進事業	●石岡市危険ブロック塀等撤去補助金
環境整備	●住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表			
	●情報の提供		●相談窓口の設置	
安全対策	●ブロック塀等の倒壊防止対策の啓発活動		●ILPター等の安全対策の啓発活動	
	●非構造部材（窓ガラス等）の落下防止対策の啓発活動		●緊急輸送道路沿道の耐震化促進	
通行を確保すべき道路	●盛土造成地の耐震対策		●崖崩れ等による建築物被害の軽減対策	
	●特定天井の脱落対策の啓発活動		●屋根瓦の落下防止対策の啓発活動	
	●「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次・第二次・第三次緊急輸送道路」 ・上記道路沿道の既存不適格建築物の耐震化の促進 （倒壊した場合に前面道路の過半を閉鎖する恐れのある建築物を優先的に促進）			

耐震安全性の向上に関する啓発・知識普及

啓発・知識普及	●相談への対応や情報の提供	●リフォームにあわせた耐震改修の誘導
	●パソネット等の配布による啓発	●自治会等との連携

耐震化を促進するための指導や命令等

- 県と連携し、耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表
- 県と連携し、建築基準法による勧告、命令